

## 今後の応急仮設住宅の供与期間延長に関する「基本的な考え方」

応急仮設住宅の供与期間の延長について、これまでの一律延長に加え、災害公営住宅等の整備により被災された方々の需要に対応する住宅がおおむね充足する市町においては、特定の要件に該当する方を対象に供与を延長する「特定延長」の考え方を導入することとして、国との協議を進めることが宮城県より公表された。

### (供与期間延長にかかる基本的な考え方)

供与期間延長の必要性については、災害公営住宅や入居者自らが建築する住宅、一般の賃貸住宅など、被災された方々の需要に対応する恒久的な住宅が不足するか否かで判断される。

- 1 住宅が不足する状況が継続する市町に関しては、供与期間を一律延長する。
- 2 住宅がおおむね充足する市町に関しては、供与終了を基本とし、特定の要件に該当する方についてのみ、供与期間を延長する。（特定延長）

#### ○特定延長により供与を延長する者の要件

- 1 災害公営住宅への入居や防災集団移転等、公共事業による自宅の再建先は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者
- 2 公共事業以外で、自宅の再建（再建先・再建時期）は決まっているが、工期等の関係から供与期間内に仮設住宅を退去できない者

### (特定の要件に該当する方の一例)

- 仮設住宅の供与5年目の終期が平成28年3月20日の方（平成23年3月21日に仮設住宅へ入居した方）で、災害公営住宅への転居が5月20日となる場合、5年の供与期間内では転居できないため、特定延長の対象者となる。

